

化学物質適正管理セミナー（2020年12月15日開催）に係る質疑回答

質 問	回 答
<p>PRTR法対象物質が増減することは、今日の説明でわかりましたがそれ以外に改定はあるのですか？</p>	<p>政令の改正においては対象物質の見直しを反映させるものですが、そのほかにはスライド26の特別要件施設の点検結果の反映(化管法施行規則の改正)が予定されております。</p>
<p>今回の見直しで追加された化学物質のリストはどこを見ればわかりますでしょうか？ URLをご教授いただければ幸いです。</p>	<p>改正前後の政令をパブリックコメントの資料の一つとして公開しており、この中に対象物質の一覧が記載されております。(https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195200078&Mode=0) なお、追加される物質のみのリスト等は現時点では公表しておりませんが、政令が公布されるタイミングで皆様に分かりやすい形で情報提供をしたいと考えております。</p>
<p>PRTR法改正後の対象物質のリストはいつ、公表されるのでしょうか？</p>	<p>同上</p>
<p>「排出量の把握」部分は、今度の改正で変更がないのでしょうか？ 今は、PRTR法該当物質：第1種を工場内で使用（INPUT→OUTPUTされるもの）していれば、その購入量が年間1トン以上だと知事を経由して大臣へ届出となります。この使用（INPUT→OUTPUTされるもの）という考え方に変更はないのですか？</p>	<p>ご理解のとおり、変更はございません。なお、届出の要件は取扱量が1t以上（特定第1種では0.5t以上）です。購入した量をすべて使用されているのであればご認識のとおりですが、念のため要件について御確認いただけますと幸いです。（届出要件の詳細はPRTRインフォメーション広場やNITEホームページでも御確認いただけます。）</p>
<p>スライド21に記載の「届出排出・移動量+届出外排出量 10トン 以上」とは何ですか？ スライド22に記載の「届出排出・移動量+届出外排出量10トン以上→第1種 1トン以上→第2種」とは、何ですか？</p>	<p>今回の化管法対象物質の見直しに際して用いた対象物質の選定基準のうち、暴露量（環境中での存在）に関する基準を示しており、現行の第1種指定化学物質については国内全体の届出排出量・移動量と届出外排出量の合計値が年10トン以上ある物質を第1種指定化学物質候補、1トン以上ある物質を第2種指定化学物質候補とした、という内容を簡潔に記載したものです。</p>
<p>特定化学物質の追加候補でPCBがありましたが、使用中変圧器に含有の微量PCBについても対象でしょうか？</p>	<p>現在は第1種指定化学物質のため、変圧器に含有されるPCBの質量が1%以上であれば対象となりえますが、改正政令の施行後は特定第1種指定化学物質となるので質量の割合が0.1%以上であると対象となります。変圧器における絶縁油での「微量PCB」との思われますので、PCB特措法でいうところの「微量PCB汚染廃電気機器等」の範囲でお答えさせていただきますと、PCB濃度は0.5～5,000mg/kgの範囲となり、政令の改正後は濃度測定結果が1,000mg/kg(0.1%)以上の場合、対象となります。 把握と届出の必要性については、絶縁油のPCB濃度を 5,000 mg/kg (0.5%)とした場合、PCBとして 0.5t以上取り扱う場合に把握・届出が必要となるので、絶縁油量では 100tとなり、絶縁油量が75L程度の変圧器(75kVAクラス)では約1300台以上使用中の場合に、把握・届出の対象となる可能性があります。</p>

質 問	回 答
<p>特定要件施設の中に廃棄物焼却炉がありましたが、弊社所有分は、ダイオキシン等基準以下で、届出不要のものです。これも対象になりますでしょうか？</p>	<p>ダイオキシン類対策特別措置法に規定される特定施設でない場合、届出の対象ではございません。</p>
<p>SDSの提供はいつから対応する必要がありますか。</p>	<p>改正された政令の施行日から対応いただくことになります。改正された政令公布時に対象物質の名称が確定するため、施行までの間に自主的に提供していただき、円滑な施行に努めていただきたく存じます。</p>
<p>PRTRデータで、化学物質の排出は大気中が最も高くなっています。国として、大気中に排出された化学物質を低減、浄化させるような取り組み、施策はありますか。とくに生活していて気になっているのは車からの排出です。</p>	<p>大きな枠組みとしては、大気汚染防止法では工場や事業場から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められております。また、自動車からの排ガスについては、電気自動車・燃料電池自動車等の普及や自動車排出ガス規制、自動車NOx・PM法による規制などにより、排出量を低減させるような取組を行っています。（参考：http://www.env.go.jp/air/car/index.html）</p>
<p>事務の委譲について、PRTR法・県条例（化学物質関係）に係る事務を一宮市に委譲予定とのことですが、一宮市の事業所のみで、知多市は従来通り愛知県尾張県民事務所が窓口ということよろしいでしょうか。</p>	<p>一宮市への事務移譲は、一宮市内の事業所のみが対象です。知多市内の事業所は、引き続き知多県民事務所が窓口となります。</p>